

◎九州旅客鉄道株式会社公告第2号

旅客営業規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、平成29年7月1日から施行します。

平成 29年6月26日

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

第111条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第 1 期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで
第 2 期	第1期以外の日